

所得税の確定申告は 正しくお早めに

栃木税務署からの
お知らせです

所得税還付金申告書作成説明会のご案内

栃木税務署では、給与所得者（1か所）で医療費控除の申告をされる方・年金所得のみの申告をされる方を対象にした所得税の還付申告書の作成説明会を開催します。

会場では、申告書の作成方法の説明を聞きながらその場で申告書を作成し、提出することができるため、税務署へ出向く手間が省け大変便利です。必要なものをご持参のうえ、説明会開始時間までにご来場ください。

なお、説明開始時間までにご来場いただけない場合は、説明が受けられませんので、あらかじめご了承ください。

●説明会日程

説明会	日 程	説明会開始時間	会 場
医療費控除 (給与所得者対象)	1月28日(木) 1月29日(金)	午前9時45分(受付9時15分～) 午後1時30分(受付1時～)	小山市中央公民館 (第1研修室及び視聴覚室)
年金受給者	2月4日(木) 2月5日(金)		

説明会の座席数は150人程度、説明時間は約2時間程度です。

●お持ちいただくもの(当日必ず準備してください)

◆給与所得者(1か所)で医療費控除の申告をされる方

- ①平成21年分の「給与所得の源泉徴収票」(コピーは不可)、ただし、年末調整が済んでいる方
- ②平成21年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」
- ③印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)
- ④還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの(申告者名義の通帳等)

◆年金所得の申告をされる方

- ①平成21年分の「公的年金等の源泉徴収票」(コピーは不可)
 - ②社会保険料の支払金額がわかる書類
 - ③生命保険料及び地震保険料等(地震保険料及び旧長期損害保険料)の支払(控除)証明書
 - ④印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)
 - ⑤還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの(申告者名義の通帳等)
 - ⑥医療費控除をあわせて受ける方は、平成20年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」
- 医療費控除の対象となる医療費の領収書の金額を集計の上、持参してください。

栃木税務署の所得税の申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です。

平成21年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の相談及び受付を以下のとおり実施します。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会 場	「栃木商工会議所大ホール」(栃木市片柳町2-1-46)	
開設期間	2月16日(火)～3月15日(月)	2月16日(火)～3月12日(金)
受付時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後3時

土・日は開設していません。

開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っていません。(開設期間以外は税務署が会場となります)現金納付の窓口業務は行っていません。

会場の駐車場は混雑が予想されますので、お車での来場はご遠慮ください。